

2026 年度自己評価報告書

1、教育目標

～校訓～

創造 克己 奮励

～教育理念～

- ・大好きな吹奏楽を仕事にしたいという想いに応える。
- ・社会に広く貢献できる人材を育成する。

～教育方針～

- ・感性豊かな人間性の醸成
- ・知識技能の徹底錬成
- ・克己心の育成

2、自己評価について

全教員・全講師及び全職員を対象の無記名アンケートを送付及び回収いたしました。
評価対象期間は 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までです。

3、自己評価アンケート集計結果

＜教育理念・目的＞		評価
1	【基準】 教育理念等を踏まえ、専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしているか。	2.53
＜ 教育課程・教育の実施・学修成果＞		評価
2	【基準】 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性、段階性に配慮した授業科目を配置している。	2.57
3	【基準】 授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っている	2.21

4	【基準】 企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等(以下「実習・演習等」という)の授業を行っている。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時間に占める割合を具体的に設定している。	2.29
5	【基準】 学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針(資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む)を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしている。	2.60
6	【基準】 卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得(資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。)についての目標を定め、その目標が達成できている。	2.27
7	【基準】 学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できている。	2.00
＜学生の受入れ、学生支援＞		評価
8	【基準】 入学者の受入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定している。	2.53
9	【基準】 学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っている。	2.80
10	【基準】 学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補修授業を行うなど学習支援に取り組んでいる。 学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っている。	2.67
11	【基準】 適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っている。	2.40
12	【基準】 カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営している。	1.93
13	【基準】 留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱えている学生に対し適切な対応を行っている。	2.13
14	【基準】 学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用している。	2.07

15	【基準】 学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用している	2.27
16	【基準】 学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用している。	2.20
<教育実施組織・教員>		評価
17	【基準】 教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等(教員の採用基準等)を整備し、適性に運用している。	2.40
18	【基準】 教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時間数等を把握している。 また、教員の専門性、教授力を把握、評価している。	2.40
19	【基準】 学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めている。	2.27
20	【基準】 教員間で連携、協力体制を構築している。	2.27
21	【基準】 学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っている。	2.00
22	【基準】 特に職業実践専門課程においては、企業等と連携し組織的に行っている	対象外
23	【基準】 教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っている。	対象外
24	【基準】 教育上の必要性に対応できる施設・設備・機械機器等を備えている	1.87
25	【基準】 学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備している。 また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保している。	2.00
26	【基準】 図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしている。	1.57
27	【基準】 学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切におこなっている。	2.13

28	【基準】 火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営している。	2.13
29	【基準】 施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っている。	2.07
30	【基準】 施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に運営している。	1.80
<教育活動の基盤と改善・向上の取組>		今年度
31	【基準】 学校が策定している中長期計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置づけられている。	2.40
32	【基準】 学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立している。	2.27
33	【基準】 学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること(職業教育に関するマネジメント(教育の企画、設計、運営等)における責任体制を含む)	2.33
34	【基準】 学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体・地域社会等からの意見を学校の運営やその改善・向上において活用している。	2.27
35	【基準】 特に職業実践専門においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。	対象外
36	【基準】 学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表している	2.53
37	【基準】 学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っている	2.27
38	【基準】 学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表している。	2.53
39	【基準】 教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取り組んでいる。	2.33

(それぞれの項目の合計点を回答者数で除算し、小数点第三位以下を四捨五入している。)

4、評価平均が2:適切を下回った項目について。

<教育理念・目的、目標>		
上記について評価ポイントが2を下回る項目はなかった。		
<学生の受入れ、学生支援>		
12	カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営している。	1.93
カウンセリング資格保持者により学生相談室を設置する。 資格保持者は、知識・情報のアップデートを常に行う。		
<教育実施組織・教員>		
24	教育上の必要性に対応できる施設・設備・機械機器等を備えている	1.87
教育機器等の購入や、備品設備に使用できる予算を教職員で共有し、順次整備していくようにする。		
26	図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしている。	1.57
すでに図書室はあるものの、実用されておらず学生にも周知されていない。 図書室の本(楽譜)の推薦を、講師の先生方をお願いする。 図書室の整理をし、楽器も置いて置けるようにしたい。 鍵の管理と、監視カメラ等の防犯についても順次進めていく。		
30	施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に運営している。	1.80
備品や消耗品の置き場所を見直し、使用でき切る場所(部屋を)を広げる。 費用のかかる改修等については、予算を把握した上で必要時応じて行っていく。		
<教育活動の基盤と改善・向上の取組>		
上記について評価ポイントが2を下回る項目はなかった。		

5、その他

今年度よりアンケート内容が変更になっており、昨年度と比較はできないものの、全体的に評価はあがっているのではないか、という意見がでた。